



赤 磐 市
事業者支援

自社ホームページの活用を応援！！

中小企業等 ホームページ作成事業補助金

市の産業を支える多彩な業種業態の市内中小企業に対し、インターネットを活用したホームページの新規作成を支援します。



補助金額

上限 **5** 万円

補助率
1/2

補助の対象となる経費

新たに開設するホームページのコンテンツ制作費用

注意事項

- ・対象経費はページ作成及びシステム構築に係る費用のみです。(通信経費、パソコン、作成ソフトの購入等は対象外)
- ・交付申請前に支払った経費については補助対象外となります。
- ・補助金の交付は、個人、法人を通して1回に限ります。

↓ 申請書はこちらから ↓

赤磐市ホームページでダウンロードしてください。
<https://www.city.akaiwa.lg.jp/jigyousya/shien/2703.html>
※右のQRコードからホームページに移動できます。



詳細は裏面を
ご覧ください

問い合わせ・申請先

○ 赤磐市役所 商工観光課 (〒709-0898 赤磐市下市344)
Tel : 086-955-2037 Mail: syokokanko@city.akaiwa.lg.jp

① 補助金交付対象者

下記（１）及び（２）を満たす方が対象となります。

- （１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第１項に規定する中小企業者であって、以下のア、イのいずれかに該当する方
 - ア 市内に本店登記を有し、かつ、市内に事業所を置く法人
 - イ 市内に住所を有し、かつ、市内に事業所を置き、開業届を提出している個人事業主
- （２）市税の滞納がないこと

② 申請方法

補助対象事業開始前に必要な書類を揃えて、赤磐市商工観光課まで窓口または郵送で提出してください。

●提出書類等

個人事業主の方は、ア～オ、法人の方は、ア～ウ及びカを提出してください。

【共通】

- ア 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
- イ 市税の完納証明書 ※本庁税務課・各支所市民生活課で発行できます。
- ウ ホームページの作成に係る見積書の写し

【個人事業主】

- エ 開業届出書の写し
- オ 住民票

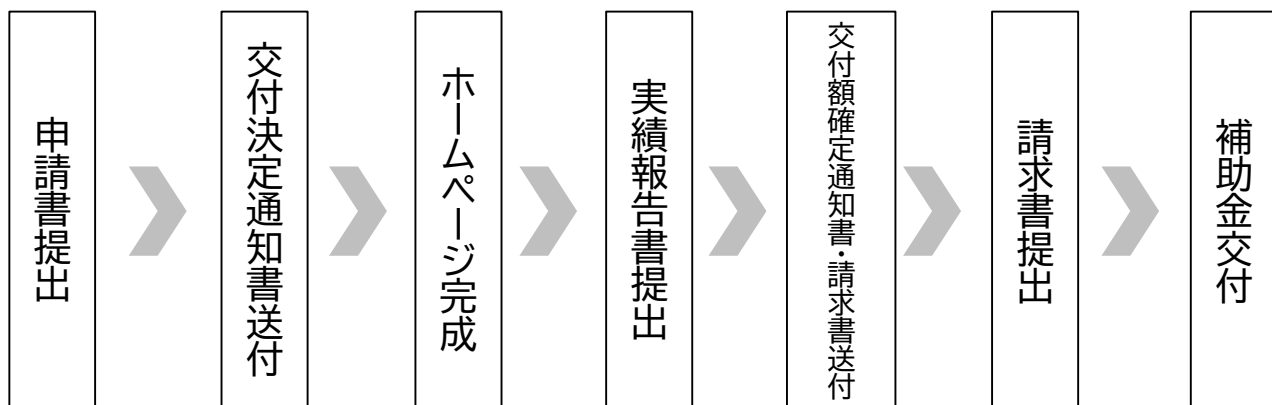
【法人】

- カ 法人登記簿謄本の写し

※提出いただいた申請書類及び添付書類などについては、返却いたしません。

※内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

③ 交付までの流れ



④ 注意事項

- （１）補助対象事業の内容を変更しようとするとき、または中止しようとするときは、速やかにご相談ください。
- （２）補助対象事業は年度内に完了させてください。（作成費用の支払も含む）
- （３）書類等の発行に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって申請できるようご協力をお願いします。